

老人保健施設むつみ園 重要事項説明書

【令和6年8月1日現在】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 老人保健施設 むつみ園
- ・ 開設年月日 平成3年4月1日
- ・ 所在地 宍粟市波賀町飯見 36-30
- ・ 電話番号 0790-75-2810 ・ F A X 番号 0790-75-3810
- ・ 介護保険指定番号 2853880017

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

老人保健施設むつみ園の運営方針

- ① 個人の尊厳と人格を尊重する。
- ② 医学的管理の下での管理・介護・機能訓練を提供する。
- ③ 居宅での生活を目的とした介護や機能訓練を心がけ、個人の能力に応じて家庭で日常生活が出来るよう支援する。
- ④ 短期入所療養介護や通所リハビリテーションを積極的に進め在宅ケアを支援する。
- ⑤ 職員は常に研修を重ね、入所者や通所者のニーズに応える技術や能力を身につける。

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1		入所者・通所者の医学的管理
看 護 職 員	7	3	施設利用者の看護（主として医学的なもの）
薬 剤 師		1	必要な薬剤の処方、指導
介 護 職 員	30	8	施設利用者の介護（主として日常生活）
支援相談員	3		施設利用者や出身世帯等との各種相談や指導
理学療法士	6		施設利用者（居宅を含む）のリハビリ実施と指導
作業療法士			施設利用者（居宅を含む）のリハビリ実施と指導
管理栄養士	1		施設利用者の栄養に関するマネジメント
栄養士	1		施設利用者の食事と栄養管理
介護支援専門員	1		入所者のケアプランの作成と管理
事務職員	5		施設内各種事務処理（他の所掌含む）
調理員	9	1	施設利用者の給食業務
その他	2	4	施設の用務全般

- (4) 入所定員数 90名 療養室（2人室）5室 （4人室）20室
通所定員数 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 短期入所療養介護計画の立案
 - ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
 - ④ 通所リハビリテーション計画の立案
 - ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
 - ⑥ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食 8時00分～8時40分
昼食 11時40分～12時20分
夕食 18時00分～18時40分
 - ⑦ 入浴（一般浴槽の他に入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
 - ⑧ 医学的管理・看護
 - ⑨ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑩ リハビリテーション
 - ⑪ 相談援助サービス
 - ⑫ 栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - ⑬ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑭ 理美容サービス（希望により実施します）
 - ⑮ 歯科、検査受診等の送迎（基本家族送迎／身体状況・家族状況に応じて要相談）
 - ⑯ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
 - ⑰ 行政手続代行
 - ⑱ その他
- * これらのサービスのなかには、利用者の方からは基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応するようにしています。

《 協力医療機関 》 宍粟総合病院 宍粟市山崎町鹿沢93

《 協力歯科医療機関 》 垣内歯科医院 宍粟市波賀町上野831-9

◇緊急時の連絡先

なお緊急の場合には「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・食事について 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・面 会 面会受付カードに氏名を記入後、事務所に申し出て下さい。
なお、ペット連れの面会は職員の指示に従って下さい。
- ・外出・外泊 所定の用紙で前もって届け出を行い、許可後行って下さい。
- ・火気の取り扱い 原則として禁止します。
- ・所持品・備品等の持ち込み 施設の説明にて許容範囲でお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理 原則として持ち込みは禁止します。
- ・他科受診 制度上、病状安定期で生活機能向上を目的に維持期リハビリテーションを行う当施設において発生する他科受診は、当施設において必要な医療を提供することが困難な場合に限りです。また、不必要に往診を求めたり、医療機関に通院させてはならない事となっていますので、当施設が入所者様に医療機関に受診を求めた場合は、当施設の医師と医療機関の医師とが協力して診療を行うため、相互に診療情報を提供し、施設医師は、その情報により適切な診療を行います。

- ・外泊時等の施設外での受診 老健入所者が医療機関受診される場合は施設の医者の依頼書が必要です。外出・外泊時に体調の変化があった場合は速やかに当施設に連絡して下さい。
- ・宗教活動等 当施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は禁止します。
- ・飲酒・喫煙 敷地内全面禁止します。
- ・ペット持込・飼育 原則として禁止します（盲導犬、介助犬は除く）
- ・設備、器具の利用 施設内の居室や設備は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償をしていただく場合がございます。
- ・他者への迷惑行為 迷惑行為は介護サービスの提供を困難にし、かかわった職員、他利用者の心身に悪影響を与えます。状況によっては契約事項に基づき、介護サービスの提供が終了となる場合がありますのでご留意をお願いします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓・自動火災探知機・非常通報設備
- ・防災訓練 年2回

6. 要望及び苦情等の相談窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが受付窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、行政機関にも相談のお申し出もできます。

2 行政機関その他苦情受付機関（別添）

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<p>兵庫県国民健康保険 団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)</p>	<p>兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電 話 078-332-5617 F A X 078-332-5650 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時15分</p>
<p>兵庫県社会福祉協議会 (兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会)</p>	<p>兵庫県神戸市坂口通2丁目1-18 兵庫県福祉センター内 電 話 078-242-6868 F A X 078-271-1709 E-mail tekiseika@hyogo-wel.or.jp 受付時間 午前10時から午後4時</p>
<p>宍粟市役所 健康福祉部 介護福祉課</p>	<p>兵庫県宍粟市山崎町今宿5-15 電 話 0790-63-3160 F A X 0790-63-3175 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時</p>
<p>波賀市民局 健康福祉部 波賀保健福祉課</p>	<p>兵庫県宍粟市波賀町上野257 波賀市民協働センター「はがてらす」内 電 話 0790-75-8800 F A X 0790-75-2415 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時</p>
<p>老人保健施設むつみ園</p>	<p>兵庫県宍粟市波賀町飯見36-30 電 話 0790-75-2810 F A X 0790-75-3810 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 担当：施設ケアマネ 平龍二</p>
<p>山岸診療所</p>	<p>兵庫県宍粟市波賀町上野215-I 電 話 0790-75-2011 F A X 0790-75-2577 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時</p>

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスはどのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営していきます。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日につきの自己負担額です。

	(1割)	(2割)	(3割)
・ 要介護1	793円	1,586円	2,379円
・ 要介護2	843円	1,686円	2,529円
・ 要介護3	908円	1,816円	2,724円
・ 要介護4	961円	1,922円	2,883円
・ 要介護5	1,012円	2,024円	3,036円

※ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。

(2) 実施加算料金

実施加算については、利用者個々の状態によって、加算内容が異なってきます。

以下は1日につきの自己負担額です。

① むつみ園へ入所される前後日に各専門職が自宅へ訪問し、在宅復帰に向けて施設サービス計画及び診療方針を決定した場合は、下記料金が加算されます。

➢ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円（1割）	900円（2割）
➢ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円（1割）	960円（2割）
➢ 入退所前連携加算（Ⅰ）	600円（1割）	1,200円（2割）
➢ 入退所前連携加算（Ⅱ）	400円（1割）	800円（2割）

② 退所に向けて指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- 退所時情報提供加算（Ⅰ） 500円（1割） 1,000円（2割）
 - 退所時情報提供加算（Ⅱ） 250円（1割） 500円（2割）
 - 老人訪問看護指示の場合 300円（1割） 600円（2割）
 - 入退所前連携加算（Ⅰ） 600円（1割） 1,200円（2割）
 - 入退所前連携加算（Ⅱ） 400円（1割） 800円（2割）
 - 退所時栄養情報連携加算 70円（1割） 140円（2割）
- ※（その他、実施している加算については、適宜記載する。）

③ その他実施加算料金

- 夜勤職員配置加算 24円/日（1割） 48円/日（2割）
 - サービス提供体制強化加算 22円/日（1割） 44円/日（2割）
 - 経口維持加算（Ⅰ） 400円/月（1割） 800円/月（2割）
 - 経口維持加算（Ⅱ） 100円/月（1割） 200円/月（2割）
 - 療養食加算 6円/回（1割） 12円/回（2割）
 - 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3円/月（1割） 6円/月（2割）
 - 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13円/月（1割） 26円/月（2割）
 - 排せつ支援加算（Ⅰ） 10円/月（1割） 20円/月（2割）
 - 排せつ支援加算（Ⅱ） 15円/月（1割） 30円/月（2割）
 - 排せつ支援加算（Ⅲ） 20円/月（1割） 40円/月（2割）
 - 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 51円/日（1割） 102円/日（2割）
 - 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258円/日（1割） 516円/日（2割）
 - 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200円/日（1割） 400円/日（2割）
- （入所中に状態が悪化し、医療機関に短期間入院した後、再度入所した場合の必要な集中的なリハビリテーションを評価する）
- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 33円/月（1割） 66円/月（2割）
 - 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円/月（1割） 180円/月（2割）
 - 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円/月（1割） 220円/月（2割）
 - 自立支援促進加算 300円/月（1割） 600円/月（2割）
 - 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40円/月（1割） 80円/月（2割）
 - 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 60円/月（1割） 120円/月（2割）
 - 安全対策体制加算 20円（1割） 40円（2割）（入所時に1回）
 - 所定疾患施設療養費 239円/日（1割） 478円/日（2割）
 - 在宅サービスを利用したときの費用 800円/日（1割） 1600円/日（2割）
- （入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合）
- ターミナルケア加算
 - 72円/日（1割） 144円/日（2割）（死亡日31～45日）
 - 160円/日（1割） 320円/日（2割）（死亡日4～30日）
 - 910円/日（1割） 1,820円/日（2割）（死亡日前日及び前々日）
 - 1,900円/日（1割） 3,800円/日（2割）（死亡日）
- ※死亡診断書料は実費となります 5,000円
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100円/月（1割） 200円/月（2割）
 - 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円/月（1割） 20円/月（2割）
 - 初期加算（Ⅰ） 60円/日（1割） 120円/日（2割）
 - 初期加算（Ⅱ） 30円/日（1割） 60円/日（2割）
 - 協力医療機関連携加算（1） 100円/月（1割） 200円/月（2割）
 - 協力医療機関連携加算（2） 5円/月（1割） 10円/月（2割）
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10円/月（1割） 20円/月（2割）
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5円/月（1割） 10円/月（2割）
 - 新興感染症等施設療養費 240円/日（1割） 480円/日（2割）
 - 介護職員処遇改善加算/月

（利用料は、要介護度やその他利用加算によって異なります）

※上記金額は1割負担分と2割負担分の料金です。

利用者負担は、介護保険負担割合に応じた額です。

(3) 食費（一日あたり）

1,700円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が一日にお支払いいただく食費の上限となります。)

- * 経管栄養の方については、食費（濃厚栄養食品費）として
（一日あたり） 1,700円 ただし、チューブ等栄養セットは施設が準備いたします。
- * 食事摂取量が少なく十分な栄養が取れないときには、栄養補助食品を実費にて提供します。

(4) 居住費（療養室の利用費）（一日あたり）

- ・多床室 440円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が一日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

※ 上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額

負担限度額

負担段階区分	食費負担限度額	居住費負担限度額
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円

(5) その他利用料金

別紙 利用料一覧表（入所）をご覧ください。

(6) 支払い方法

- ・毎月16日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落しの3方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の利用目的

老人保健施設むつみ園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保健事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプト提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる事例研究
- ・ 肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流
 - 施設においてはその性格上、他ご利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設の出入りがあります。
 - 当法人では、広報誌・ホームページにて、ご利用様の日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者様のお写真を掲載させていただく場合があります。
 - もし不都合のある場合はお申し出下さい。
 - 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習生への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち－外部監査機関への情報提供

利用料一覧表

				【入所】
《日常生活品費》	(円)	《教養娯楽費》	(円)	
品 名	金額/回	教 室 名	金額/回	
イオン飲料	160	トールペイント	100	
イオンパワー消臭元	300	音 楽 教 室	100	
入歯洗浄ブラシ	550	習 字 教 室	100	
栄養補助食品	150	健 康 体 操	100	
お水ゼリー	110	作 業 療 法	100	
舌ブラシ	250	喫 茶 会	100	
水分補充ゼリー	120			
ポリグリップ	1,200			
単1電池	170			
単2電池	120			
やわらか濡れタオル	340	《健康管理費》		
ユースキン	実費	項 目	金額/回	
理 容 料	2,500	インフルエンザ	実費	
オーバルリンク(すべり止めマット)	実費	予防接種		
マイクッション	実費			
園外活動費	実費			
項 目	金額/日			
テレビ使用料	100			
個人使用暖房寝具電気代	35			
上記他電気代(1機器につき)	10			
※その他購入商品は実費となりますのでご了承下さい。				

老人保健施設むつみ園を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用契約書及び重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県宍粟市波賀町飯見 36-30
名称 老人保健施設 むつみ園 印

説明者 事業所 老人保健施設 むつみ園
氏名

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(代筆者氏名 (続柄))
(理由)

(代理人 選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈身元引受人 兼 連帯保証人〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約書第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先

氏 名	(続柄)
住 所	〒 - TEL () -